

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市科学技術・イノベーション振興指針（案）】

つくば市政策イノベーション部科学技術振興課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

市では、平成24年（2012年）10月に「つくば市科学技術振興指針」を策定して以降、5年ごとにその時々的情勢に応じた方針を定めております。今回、平成29年（2017年）に策定した「つくば市科学技術振興指針（第2期）」の更新にあたり、令和3年（2021年）4月に「科学技術基本法」が「科学技術・イノベーション基本法」へと名称が変わり、人文・社会科学の振興とイノベーションの創出が振興対象に加えられたことを受け、本指針の名称も「つくば市科学技術・イノベーション振興指針」と改め、市民が科学技術の恩恵を感じることができる「市民のために科学技術をいかすまち」の実現を目指します。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

第4次山形県科学技術政策総合指針、川崎市科学技術振興指針、など

○ 未来構想における根拠又は位置付け

本指針は、「つくば市未来構想」の「Ⅳ 市民のために科学技術をいかすまち」を中心に位置付けつつ、その他の目指すまちの姿である「Ⅰ 魅力をみんなで創るまち」、「Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち」、「Ⅲ 未来をつくる人が育つまち」にも科学技術の施策が及ぶような横断的な位置付けとなっています。

○ 関係法令、条例等

科学技術・イノベーション基本法、第6期科学技術・イノベーション基本計画

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む。）

市は、官民合わせて約150の研究・教育機関が立地し、約2万人の研究者・研究従事者が勤務するなど国内を代表する科学技術都市である一方、つくば市民意識調査で「科学の恩恵を感じるか」という設問に対し、半数が感じていないと回答している。本指針では「市民のために科学技術をいかすまち」を目標に、科学技術を日常生活でも使われるようにすることでより身近に感じ、市民が「科学技術の恩恵」を感じられるようになることが期待されます。

つくば市科学技術・イノベーション振興指針（概要版）

科学技術でつながるつくばの未来～市民が「科学技術のまち」の恩恵を感じるために～

基本
理念

基本
方針

取組の
方向性

(1) 科学技術のまちを感じる機会を創出する

1 科学技術を体験・理解する

- ・科学技術の実証実験などへのモニター参加機会を作り、科学技術を体験する機会を増やす

- ・研究者と市民が協力して研究プロジェクトを行うシチズンサイエンス（科学技術への市民参加）を推進する

2 科学技術の取組を広める

- ・科学技術に関する最新的话题を提供したり、研究者の仕事の紹介、衣食住や医療などの身近な科学技術に関する情報発信を行う

- ・国際会議の開催・海外協定都市との取組の機会を効果的に活用し情報を発信する

(2) ひとに寄り添う環境を整備する

1 科学技術を使いやすい環境を整備する

- ・科学技術を利用するための環境を整備する

- ・科学技術の社会実装を後押しするため、個人情報保護により一層の注意を払う

2 研究しやすい環境を整備する

- ・仕事と家庭生活（家事、育児など）の両立を支援する

- ・優秀な外国人人材の誘引・定着を促す

(3) 次代を担う人と地域を育む

1 科学技術の担い手を育てる

- ・分野横断型・体験型教育を推進する

- ・子どもや学生だけではなく、幅広い世代の市民が科学技術の普及のために活躍できる場を作る

2 科学技術の担い手とつながる

- ・地域のネットワークを活用して研究者同士が繋がる場を創出する

- ・人文社会科学を含めて研究分野の異なる組織や研究者、起業家はじめ事業者、学生、市民などによる異分野交流を促進する

(4) 科学技術で新たな選択肢を創出する

1 新たな価値を創造する

- ・科学技術の社会実装までの過程でモニターとして市民の参加を促すことで、市民と一緒に科学技術の恩恵を生み出す

- ・実証フィールドの提供及び規制緩和の働きかけを行い、起業及び新産業創出を促す

2 科学技術を地域・市民のためにいかす

- ・つくばスマートシティ協議会やつくばスーパーサイエンスシティ構想の取組を進めることで、地域・市民が科学技術の恩恵を日々の暮らしの中で受けることができるまちづくりを実現する